

生徒心得

本校定時制課程では、教育目標を達成するため、生徒の守るべき心得を次のように定める。また、本校で学ぶ生徒は、職業人であると同時に愛知県立犬山高等学校の生徒であるという自覚のもとに、一日一日を大切にされた学校生活を送るため、この生徒心得をしっかりと守り、集団の一員として行動するように心がけること。

1 学 習

授業における学習が、進級・卒業を目指すにあたって最も重要なものである。長期休業中の課題等にも積極的に取り組み、地道に勉強を進めていく。

- (1) 始業前に、授業の教材を準備した上で着席をし、授業の開始を待つ。
- (2) 定期考査の際には、日々の授業での学習に加え、家庭学習にも力を入れる。
- (3) 授業が学習の基本である。健康に配慮するとともに、望ましい授業態度を心掛ける。

2 考 査

定期考査は普段の学習の成果を確かめる大切な機会である。よりよい結果が得られるよう、勉強時間を確保し、考査に臨むこと。また、結果をしっかりと受け止め、次の学習に生かす。

- (1) 考査当日は番号順に着席する。
- (2) 考査に必要な筆記用具以外のものは教室内へ持ち込まない。
- (3) 病気等による欠席の場合は、病院へかかったことが確認できるもの(処方された薬の袋など)を後日提示する。
- (4) 不正行為を疑われる行為を絶対にしない。必要なもの以外は持ち込まない。携帯電話・スマートフォンについては電源を切り、カバンの中へ入れて廊下に出す。

3 出欠席、忌引等

学習に力を入れるだけでなく、欠席をしないよう努めることも大切である。そのために健康管理を怠らないようにすること。

- (1) 17:25 までに登校を完了する。交通安全に気をつけるためにも、時間に余裕をもたせること。
- (2) 遅刻や欠席をする場合は、必ず保護者から学校へ電話連絡を入れる。また、早退をする際には、担任に申し出をし、帰着連絡をする。
- (3) 遅刻をした場合は、遅刻届を記入し、教科担当者と担任に提出をする。
- (4) 就職活動等でやむを得ず登校ができない場合は、公欠となる。ただし、授業は欠課となる。
- (5) 次の場合は忌引となる。

父母の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・7日

祖父母・兄弟姉妹の死亡・・・・・・・・3日

叔父叔母・同居家族の死亡・・・・・・・・1日

上記の者の法要・・・・・・・・・・・・・・・・1日

(遠方の場合は往復に要する日数は加算する)

4 日 課 表

時間に気を配り、規則正しい生活を心がけること。

S	T	17:25 ~ 17:30
第1限		17:30 ~ 18:15
第2限		18:20 ~ 19:05
給食		19:05 ~ 19:25
第3限		19:25 ~ 20:10
第4限		20:15 ~ 21:00
S	T	21:00 ~ 21:05

5 通学について

安全な通学路、通学手段を選び、交通ルールを守って事故のないよう心がけること。

自転車通学は、登録許可制とする。例年4月上旬に登録日があるため、希望者は自転車の点検、整備をし、準備を進めておくこと。許可された生徒は、許可条件を確実に守り、事故のないよう注意すること。なお、登録は毎年更新が必要となるため、新たに自転車を買った場合や学年が上がった場合も、再登録が必要になる。道路交通法、許可条件及び学校で定める規則に違反した場合は、自転車通学を停止または取り消しをすることがある。

※ 自転車通学、原付及び自動車の許可条件については、別途詳細を指示する。

6 生活全般について

常に本校生徒としての自覚を持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、お互いにルールを守り、協力しあうなど、落ち着いた状態で学習に臨むことができるようにすること。

(1) 禁止事項

校長は、教育上必要であると認めた場合、特別指導を行う。該当行為は以下のとおりとする。

- ア 触法行為（喫煙、飲酒、薬物乱用等）
- イ 暴力・暴言、器物損壊、いじめ（SNS等での誹謗中傷や人格を否定する行為等を含む）
- ウ 考査や学習における不正行為
- エ 怠業
- オ 万引き・窃盗
- カ 入れ墨・タトゥーに関すること
- キ 学校生活全般における指導拒否

(2) 服装及び身だしなみ

別に定める服装規定に従い、落ち着いた学習環境の維持及び安心・安全な学校となるようにすること。

(3) 校内及び校外での注意事項

- ア 始業時刻から終業時刻までは、校外に出るはならない。やむを得ない理由で校外に出る場合は、必ず職員の許可を得ること。
- イ 校舎内の土足や、校内用のスリッパで校舎外へ出ることは、緊急の場合を除き禁止とする。

- ウ 許可無く立ち入りが禁止されている場所へ立ち入らないこと。
- エ 本校生徒以外の者を、許可無く学校の敷地内へ入れないこと。また、学校内に呼び込まないこと。なお、校内で不審な者を発見した場合、ただちに職員に報告すること。
- エ 持ち物には記名をし、各自で管理すること。特に、貴重品については移動教室等で教室を空ける場合、十分に注意すること。
- オ 施設・器具等は、大切に扱うこと。誤って破損した場合、速やかに教員へ連絡すること。
- カ 校内における掲示物、新聞、パンフレット及びその他印刷物等の発行は、すべて生徒指導部に届け出て許可を得ること。
- キ 未成年者はいうまでもなく、20歳以上であっても校内及び登下校時の喫煙、飲酒は禁止とする。
- ク 金銭の貸借、物品の売買、賭け事、深夜徘徊、その他不健全とみなされる行動をしないこと。
- ケ 無断で外泊をしないこと。外泊の必要がある場合、保護者の許可・承認を得ること。
- コ 交通事故が発生した場合、速やかに警察へ通報するとともに、必ず学校へ連絡をすること。
- カ 放課後や休日等に、校外で行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またその危険性が高いと判断される場合、あるいは自身又は他の生徒の学寮や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止とする。

なお、18歳未満の選挙運動については、公職選挙法によって禁止されている。

(4) 携帯電話・スマートフォン等の利用についての注意事項

- ア 授業中及び考査中の使用は禁止とするため、電源を切っておくこと。
- イ 触法行為、相手を傷つける、あるいは相手が不快に感じるような投稿（書き込み・画像・動画等）をしないこと。
- ウ 自他の個人情報の取り扱いには、十分に注意すること。
- エ 登下校時の徒歩、自転車乗車中に使用しないこと。また、公共交通機関内ではマナーを守ること。
- オ 有害サイト、不審なメッセージ等にはアクセスしない。

7 諸届について

以下の各種証明書の発行申し込みは、担任を通じて行うこと。

- ア 学割証
- イ ラーケーション・カード

服 装 規 定

本校の生徒である立場を自覚し、落ち着いた学習環境の維持、安全で安心して過ごすことができる学校となるように心がけること。また、マナー、モラル、規範意識を高め、TPOに適した行動選択をすること。

1 服 装

(1) 通常時

- ・学生服の着用は求めないが、安心・安全が確保される服装とする。
- ・令和5年度以前の入学生については、本校の旧制服の着用も認める。

※ ただし、旧制服を着用する際は、従来の服装規定に従って着用すること。

(2) 式典時

- ・式典の場に適した服装とする。
- ・令和5年度以前の入学生については、本校の旧制服の着用も認める。

※ ただし、旧制服を着用する際は、従来の服装規定に従って着用すること。

(3) 体育時

- ・学校指定の運動着を着用する。

上下長袖ジャージ，半袖シャツ，ハーフパンツ，体育館シューズ

2 そ の 他

(1) 頭髪

- ・染色，脱色はしない。
- ・技巧パーマなどの加工等，極端な変形は禁止とする。

(2) 履物

- ・安全に登校ができる運動靴等が望ましい。
- ・サンダル，クロックス等での登校は禁止とする。
- ・校舎内は，本校指定のスリッパを使用する。

(3) 身だしなみ

- ・装身具の着用（指輪，腕輪，ネックレス，ピアス，カラーコンタクト，ネイル等）は禁止とする。
- ・入れ墨及びタトゥーは，社会的不利益を被る可能性があるため，禁止とする。
- ・化粧は，学習の場に不要な華美なものとならないよう心がける。

※ 詳細は別途指示する

3 校則の見直し・改定について

- (1) 生徒会役員を中心とする校則検討委員会において、現行の校則の見直し（追加，改正または廃止）が必要と判断された場合，生徒議会の審議を経て承認を得た後，校長に対し，校則の見直しを求めることができる。
- (2) 校長は，前項の規定に基づく求めがあったとき，又は，校則の見直しが必要と判断した場合，生徒や保護者，教員等から幅広く意見を聴取し，職員会議等でその内容を議論する。
- (3) 校長は，本校のスクールポリシーを踏まえたうえで，生徒や保護者，教員等からの意見や，職員会議での議論を経て，校則の見直しを行う。